

セキュリティおまかせプラン どこでもプライム利用規約

実施：2025年3月31日

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

西日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、セキュリティおまかせプラン どこでもプライムに対する利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりセキュリティおまかせプラン どこでもプライム（以下「本サービス」といいます。）を事業者様へ提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条（本規約の範囲・変更）

- 1 当社は、本規約（別紙含む）の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。
- 2 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。
- 3 契約者が本条の規定による変更又は廃止の内容に同意されない場合には、契約者は、第20条に従い、当該変更又は廃止が効力を生じる日までに本サービスを解約し、ご利用を中止するものとします。
- 4 契約者が本条の規定による変更又は廃止の内容に同意されず、解約する場合（本条に記載の通知から実際の変更日又は廃止日までに、第20条にいう解約の申し出をいただいた場合に限り）は、別紙4に記載の解約金は請求しません。
- 5 本サービスは法人向けサービスとして提供しています。契約者は従業員を含む利用者から本規約の内容についてご了承をいただいた上で本サービスをご利用ください。

第3条（用語の定義）

本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	セキュアインターネットゲートウェイ機能、エンドポイントセキュリティ機能、EDR セキュリティ機能、サポート、訪問サポートを提供するサービス (詳細は別紙1から別紙9に定めるところによります。)
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
Web 管理コンソール	契約者がシスコシステムズ合同会社（以下「シスコ社」といいます。）から提供されるセキュリティサービスの設定等を実施するためにアクセスする契約者専用のWEB管理画面の総称
エンドポイントセキュリティ機能	本サービスで、セキュリティ対策対象とする端末をウイルスやマルウェア等から防御する機能
EDR セキュリティ機能	侵入したマルウェア等の脅威や、脅威とは断定できない不審な挙動の検知を行い、影響範囲や感染経路の可視化など、迅速な対処を支援するための機能
セキュアインターネットゲートウェイ機能	契約者が管理する端末を、悪意あるWebサイトや通信などのインターネット上の脅威から防御する機能
Secure Endpoint Essentials	シスコ社が提供する、エンドポイントセキュリティ機能及びEDRセキュリティ機能を利用可能とするために契約者が端末にインストールするサービス
Umbrella SIG Essentials	シスコ社が提供する、セキュアインターネットゲートウェイ機能を利用可能とするために契約者が端末にインストールするサービス
シスコ社セ	本サービスが契約者に付与するライセンスに基づき、シスコ社から提供されるセキュリティ製品「Secure

セキュリティサービス	Endpoint Essentials」および「Umbrella SIG Essentials」によるセキュリティサービスの総称
クライアントツール	契約者がシスコ社セキュリティサービスを利用するために契約者の管理する端末にインストールが必要となるソフトウェア
セキュリティサポート	別紙1に定めるセキュリティおまかせプラン どこでもプライムの運用に関するサポートの総称（遠隔監視・設定支援、インシデント発生時の通知・サポート等）
端末	本サービスのセキュリティ対策対象とする、契約者が管理するパソコン
ライセンス	シスコ社セキュリティサービスを端末上で受けるための使用権であって、契約者の請求に応じて当社が付与するもの
シスコ社セキュリティサービス利用規約	契約者がシスコ社セキュリティサービスの提供を受けるにあたって、契約者とシスコ社との間で締結される、「Cisco 一般条件(https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/cisco-general-terms-translations/Cisco_General_Terms-Japanese.pdf)」、「Cisco Umbrella オファー説明書(https://www.cisco.com/c/dam/global/ja_jp/products/security/pdfs/cisco-umbrella-offer-description.pdf)」、「Secure Endpoint オファー説明書(https://www.cisco.com/c/dam/global/ja_jp/about/doing_business/legal/OfferDescriptions/secure-endpoint-offer-description.pdf)」、その他シスコ社の定める一切の規約
受付専用番号	契約者がセキュリティサポートを利用するために当社が指定した電話番号（受付時間は別紙1に定めるところによります。）
インターネット回線	インターネット接続を行うための電気通信回線
フレッツ光ネクスト/光クロス	当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款（平成 12 年西企営第 41 号。以下「IP 通信網サービス契約約款」といいます。）に定めるメニュー5（以下の各号に定めるものに限ります。）に係る IP 通信網サービス (1)メニュー5-1 1Gb/s プラン2 （フレッツ光ネクストビジネスタイプ） (2)メニュー5-1 1Gb/s プラン3 （フレッツ 光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼） (3)メニュー5-1 100Mb/s プラン5 （フレッツ 光ネクストファミリータイプ） (4)メニュー5-1 200Mb/s （フレッツ 光ネクストファミリー・ハイスピードタイプ） (5)メニュー5-1 10Gb/s （フレッツ 光クロス ファミリータイプ） (6)メニュー5-2 100Mb/s カテゴリー3 （フレッツ 光ネクストマンションタイプ） (7)メニュー5-2 200Mb/s カテゴリー3 （フレッツ 光ネクストマンション・ハイスピードタイプ） (8)メニュー5-2 1Gb/s カテゴリー3 （フレッツ 光ネクストマンション・スーパーハイスピードタイプ 隼） (9)メニュー5-2 10Gb/s （フレッツ 光クロス マンションタイプ）
フレッツ光ネクスト/光クロス回線	フレッツ 光ネクスト/光クロスに係る契約者回線
フレッツ光ネクスト/光クロス契約	当社からフレッツ 光ネクスト/光クロスの提供を受けるための契約
フレッツ光ネクスト/光クロス契約者	当社とフレッツ 光ネクスト/光クロスの契約を締結している者

外部サービス	当社以外の第三者がウェブサイトまたはアプリケーション・ソフトウェアを介して運営するサービス
注意が必要なイベント	本サービスにおいて検出した脅威とは断定できない不審な挙動に関するイベント
オブジェクト	ファイル、URL、プロセスなどの総称
不審オブジェクト	安全が確認されていない未知のオブジェクト
論理隔離	エンドポイントセキュリティ機能や EDR セキュリティ機能にて注意が必要な脅威と推測されるイベントを検知した際に、そのイベントに関連する当社が指定した端末を論理的にネットワークから隔離すること（ネットワークにつながった状態ですべての通信をブロックする機能であり、当社との通信は許可されており、当社が当該端末を管理できる状態にあります。）
ID	本サービスのセキュリティ対象とする端末数
elgana 利用規約	当社が提供するビジネスチャットサービス「elgana」のサービス利用規約 (https://ncs.nttcom.biz/support/terms)

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者に対し、別紙1（セキュリティサポート）で示すセキュリティサポートで定めるサービスを提供します。また、別紙1で示すセキュリティサポートの契約者から契約申込があったときは、別紙3（訪問サポート（オプション契約））で定めるサービスを提供します。

第5条（提供区域）

本サービスは、日本国内のインターネット回線に基づくインターネット通信が可能な区域において提供します。

第3章 契約

第6条（契約の単位）

- 1 当社は、1のインターネット回線につき、1の本契約を締結します。
- 2 契約者は、フレッツ 光ネクスト/光クロス契約に基づき本サービスが提供されるものである場合は、その本サービスに係るフレッツ 光ネクスト/光クロス契約者（そのフレッツ 光ネクスト/光クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合はそのフレッツ 光ネクスト/光クロス契約者が指定する者として）と同一の者に限ります。

第7条（契約申込の方法）

- 1 本サービスのうち別紙1（セキュリティサポート）で定めるサービスを申込むときは、本規約、elgana 利用規約およびシスコ社セキュリティサービス利用規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂きます。
 - ・ ご利用希望のサービス
 - ・ 契約者名義
 - ・ 契約者住所
 - ・ 連絡先電話番号
 - ・ 契約者メールアドレス
 - ・ その他申込みの内容を特定するための事項
- 2 本サービスのうち別紙3（訪問サポート（オプション契約））で定めるサービスを申込むときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って受付専用番号または本サービス取扱所に申し出て頂きます。
 - ・ ご利用希望の訪問メニュー
 - ・ 契約者名義
 - ・ 契約者住所

- ・ 連絡先電話番号
 - ・ その他申込みの内容を特定するための事項
- 3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
 - 4 契約者は、当社が本サービスを提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第8条（契約申込の承諾）

- 1 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、電子メール又は書面をもって通知します。当該電子メール又は書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該電子メール又は書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込み者が実在しないとき又はその恐れがあるとき。
 - (3) 本契約の申込み者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申込みの際に当社に届け出た事項に虚偽があるとき。
 - (5) 本契約の申込み者が、本規約、eIgana 利用規約、およびシスコ社セキュリティサービス利用規約に同意しないとき。
 - (6) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
- 3 当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込み者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第9条（契約申込内容の変更）

- 1 契約者は、第7条（契約申込の方法）第1項、第2項に定める事項の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第10条（契約の譲渡）

- 1 本契約に係る利用権（契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 本契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

（注）本条第2項の規定にかかわらず、フレッツ 光ネクスト/光クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、IP 通信網サービス契約約款 第22条に規定する当社が別に定めるところによります。
- 3 当社は、前項の規定により本契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) 本サービスに係るフレッツ 光ネクスト/光クロス契約（フレッツ 光ネクスト/光クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合を除きます。）に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
 - (2) 本契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその本契約に係るフレッツ 光ネクスト/光クロス契約者と同一の者とならないとき。
 - (3) 本契約に係る利用権を譲り受けようとする者が本契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 4 前項に規定する譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本契約に係る一切の権利及び義務（第33条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

第11条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、本契約で別に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第12条 (契約者の地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出て頂きます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 前3項の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係るフレッツ 光ネクスト/光クロス(フレッツ 光ネクスト/光クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合を除きます。)のフレッツ 光ネクスト/光クロス契約者の地位の承継の届出をもって、契約者の地位の承継があったものとみなします。
- 5 本条第1項または第4項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。
(注) 本項の規定にかかわらず、フレッツ 光ネクスト/光クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、IP通信網サービス契約約款 別記2に規定する当社が別に定める方法とします。

第13条 (契約者の氏名等の変更の届出)

- 1 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先電話番号、電子メールアドレス又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 禁止行為

第14条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。なお、事前に当社より書面による承諾を受けた場合はその限りではありません。

第15条 (著作権等)

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、特段の定めのない限り、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第5章 利用中止等

第16条 (利用中止)

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が乗じたとき。
 - (2) 第18条(利用の制限)の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
 - (3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条 (利用停止)

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第 15 条 (著作権等) 及び第 37 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - (6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (7) 当社に損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 18 条 (利用の制限)

当社は、IP 通信網サービス契約約款 第 36 条に規定する通信利用の制限等があったときは、本サービスの機能の制限 (天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。) を行なうことがあります。

また、シスコ社セキュリティサービスの利用規約に基づいてその利用が制限される場合は、本サービスの機能の制限を行うことがあります。

第 19 条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条 (契約者による解約)

- 1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に解約希望日の 5 営業日前までに当社所定の方法により申し出て頂きます。
- 2 当社は、前項の規定により申し出て頂いた解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社が申出内容の確認完了する日の前日までの日付となる場合には、確認完了する日の 5 営業日後を解約日とします。

第 21 条 (当社による解約)

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約の一部または全部を解約することがあります。

但し、本条第 2 号に該当する場合には、フレッツ 光ネクスト/光クロス契約の解約 (フレッツに係る IP 通信網サービスの移転、転用および事業者変更に伴うものを除きます。以下本条で同じとします。)、又は第 3 条 (用語の定義) に定めるフレッツ以外の IP 通信網サービスの品目又は細目への変更が完了した時点で、本契約は自動的に解約されます。また、本条第 4 号に該当する場合には、当社は、契約者への事前の通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第 17 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 本契約がフレッツ 光ネクスト/光クロス契約に基づく場合、フレッツ 光ネクスト/光クロス契約の解約又は第 3 条 (用語の定義) に定めるフレッツ以外の IP 通信網サービスの品目又は細目への変更があったときに、契約者から本契約を継続する旨の申し出がないとき。
- (3) 第 19 条 (本サービス提供の終了) 第 1 項に定めるとき。
- (4) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - i 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

- ii 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - iii 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - iv 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
 - v 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行った場合
- (5) シスコ社セキュリティサービスの提供形態・条件などが変更された場合、またはその他当社がやむを得ないと認める事情が発生した場合。
- (6) 本契約の申し込み ID 数を超える台数の端末に、本サービス利用のため当社が指定したクライアントツールがインストールされ、アンインストール作業に必要な合理的な期間を超えてこの状況が解消されない場合
- (7) 本サービス利用のため当社が指定したクライアントツールが、契約者の管理外に流出し、他社の不正利用の恐れが生じた場合。なお本条項による解約後に当該契約者が再度本サービスに加入した場合であっても、解約の際の本サービスの設定情報等は復元することはできず、再度契約者が再契約時点の適切な設定に設定しなおす必要があります。

第 22 条 (表明保証)

- 1 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本規約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 第 1 項に違反したとき。
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - i 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ii 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii 相手方に対する脅迫的言辭又は暴力的行為
 - iv 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - v その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、前項により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責任を負わないものとします。

第 6 章 料金

第 23 条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 4、別紙 5、別紙 6 に定めるところによります。

第 24 条 (利用料金の支払義務)

- 1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスのうち、別紙 1（セキュリティサポート）で定めるサービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約日の前日までの期間（提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表に規定する月額料金の支払いを要します。また、契約者は、本サービスのうち、別紙 3（訪問サポート（オプション契約））を利用したときは、別紙 5、別紙 6 に規定する訪問サポート料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスのうち、別紙 1（セキュリティサポート）で定めるサービスが利用でき

ない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその該当サービスについての月額料金の日割額
2 当社の故意又は重大な過失によりその該当サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその該当サービスについての月額料金の日割額

- 3 契約者は、本規約に基づいて本サービスのうち、別紙3(訪問サポート(オプション契約))の要請をし、当社の承諾を受けたときは、訪問サポートのサポート内容について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。
- 4 当社(料金その他の債務に係る債権について、第33条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者とします。)は、訪問サポートの提供後、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額(以下「該当料金合計額」といいます。)及びその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額(以下「請求金額」といいます。)を請求します。

第25条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただく場合があります。

第26条(延滞利息)

- 1 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 2 前項に定める延滞利息の計算にあたっては、閏年であっても、1年を365日とします。
- 3 当社は、延滞利息の他に請求する料金がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第27条(料金計算方法等)

- 1 当社は、本サービスのうち、別紙1(セキュリティサポート)で定めるサービスの契約者がその契約に基づき支払う料金表に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金(料金表に規定する請求書等の発行に関する料金を除きます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に本契約の一部解約又は解約等があったとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の一部解約又は解約等があったとき。
 - (4) 第24条(利用料金の支払義務)第2項第2号の規定に該当するとき。
- 3 前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第24条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表内1に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、本規約等で別紙8(当社が別に定めることとする事項)において、当社が別に定める場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 6 前項までの規定にかかわらず、当社は、本サービスのうち、別紙3(訪問サポート(オプション契約))で定めるサービスの契約者がその契約に基づき支払う料金表に定める料金は料金月によらず随時に計算します。

- 7 契約者は、当社が請求した料金の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙 8(当社が定めることとする事項)において当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金(当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差分を含みます。)の支払いを要します。

第 28 条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 29 条 (料金等の支払)

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払って頂きます。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払って頂きます。

第 30 条 (料金の一括後払)

当社は、当社に特別な事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 31 条 (消費税相当額の加算)

第 24 条 (利用料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 32 条 (料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

第 33 条 (債権の譲渡)

契約者は、当社が、その契約に基づき支払う料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者 (以下「請求事業者」といいます。) に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定める事業者及び当社が別に定める場合は、IP 通信網サービス契約約款 第 47 条の 2 のものとします。

第 7 章 損害賠償

第 34 条 (責任の制限)

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
 - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害。
 - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第 35 条 (免責事項)

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスはあらゆるウイルスへの対応、不正通信の遮断及びセキュリティ対策機能を保証するものではなく、本サービスの利用により生じた契約者の損害及び契約者の行為又は契約者が利用する通信機器その他の機器の動作を通じて第三者が被った損害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。また契約者は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き自己の責任でこれを解決するものとします。
- 4 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業、セキュリティサポート及び訪問サポートの内容について保証するものではありません。
- 6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業、セキュリティサポート及び訪問サポートの実施に伴い生じる契約者の被害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 7 当社は、第 16 条（利用中止）、第 17 条（利用停止）、第 18 条（利用の制限）、第 19 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の被害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に電子メール又は書面をもって通知します。
- 10 オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業、セキュリティサポート及び訪問サポートに関連して、契約者の企業コード／ログイン ID／パスワードで実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 11 契約者がセキュリティ監視に必要な設定を変更した場合には、当社は正常なセキュリティサポートを提供できない場合があります。また、本契約に基づく本サービス開始時の設定内容に戻ることが出来ない場合があります。
- 12 セキュリティサポートの提供にあたり、契約者はサポート対象機器へのクライアントツールのインストールが必要となる場合があります。この場合、契約者は、当社が指定するホームページからクライアントツールを取得し、サポート対象機器にダウンロードする必要があります。なお、サポート対象機器のハードディスクに空きが無いなどサポート対象機器の状況によってはインストールできない場合があります。
- 13 本サービスは常時インターネットに接続している環境での運用を前提としております。オフラインの環境等でのご利用はサポート対象外です。本サービスはインターネット上のサーバから SaaS 型で提供されるため、インターネット接続がない場合には一部の機能が使用できません。またマルウェア等の感染が認められた場合にもインターネット接続を継続する必要があり、情報流出や二次感染について当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 14 第三者（光コラボレーション事業者を含みます。）が提供するインターネット回線に起因して生じた契約者の損害については、当該第三者の契約に従うものとし、当社は一切責任を負いません。
- 15 当社は、特定の外部サービスとの連携を保証するものではなく、本サービスにおいて外部サービスと連携できなかった場合、通信障害その他の理由により外部サービスの提供が中断若しくは停止された場合、又は外部サービスにおける仕様等の変更によって本サービスの一部若しくは全ての利用が制限される場合でも、当該利用制限が当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 16 外部サービスとの連携は、当社と外部サービス運営者との間の提携、協調、授権その他の一切の協力関係を意味するものではなく、契約者は外部サービスとの連携により取得されるデータ等の正確性、完全性等につき、適宜、当該外部サービスにおいても確認を行うものとします。
- 17 契約者は、自己の責任において外部サービスを利用するものとし、外部サービスとの連携に起因する当該外部サービスの運営者または第三者との間での紛争その他一切の債権債務関係について、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

- 18 契約者は外部サービスとの連携により取得するデータが、通信設備等の異変により本サービスにおいて正確に表示されない可能性があることをあらかじめ了承するものとします。
- 19 契約者は外部サービスの利用に際し、外部サービスの運営者が定める各規約及び契約者と外部サービスの運営者との間での別途の契約に従うものとします。
- 20 注意が必要なイベント発生時に、不審オブジェクトが脅威である可能性を考慮して、当社が契約者に同意を得ることなくオブジェクトへのアクセスをブロックすることについてあらかじめ了承するものとします。
- 21 注意が必要なイベント発生時における不審オブジェクトの調査について、常時インターネットに接続している環境での運用を前提としております。オフラインの環境やスリープモード等では収集できません。この場合は当社の脅威に対する調査・分析・対処や別途送付するレポートに影響が出る可能性があることについてあらかじめ了承するものとします。
- 22 注意が必要なイベント発生時、拡散の危険性のある危険な脅威が契約者の端末に存在すると本サービスで判断した場合、当社は契約者に同意を得ることなく契約者の端末を論理隔離すること、および隔離している期間に契約者はネットワークを介した当該端末の利用ができないことについてあらかじめ了承するものとします。
- 23 法人向けサービスサポート情報サイト (https://office-support.ntt-west.co.jp/security_omakase/) に掲載している内容を遵守しないに伴い生じる契約者の被害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません
- 24 本サービスで提供するセキュアインターネットゲートウェイ機能、エンドポイントセキュリティ機能、EDRセキュリティ機能等は、シスコ社セキュリティサービスの機能や制限に依存し、シスコ社セキュリティサービスの品質等を当社が保証するものではなく、シスコ社セキュリティサービスが安定的に提供されないこと、またシスコ社セキュリティサービスに起因して発生した障害により契約者に損害が生じても、当社はこれを賠償する責任を負わないものとします。

第8章 個人情報の取扱

第36条 (個人情報の取扱)

- 1 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、コンピュータ名、OS、IPアドレス等（以下「個人情報」といいます。）を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。また、当社がセキュリティサポートの提供にあたり別紙7に規定する情報を収集することについて、同意していただきます。
- 2 契約者は、本サービスを申込、利用されるにあたり、シスコ社セキュリティサービス利用規約の中に記載されている個人情報の取扱いに関して、別途同意いただいたものとします。
- 3 当社は、前項の規定により知り得た情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- 4 当社がセキュリティサポートにおける設定代行等の過程で取得したID、パスワード等の情報については、別に契約者に同意を得たものを除き、設定代行等終了の時点で直ちに廃棄するものとします。
- 5 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 6 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、第1項で規定した情報を当社が業務を委託する他の事業者（ネットワークパートナーズ株式会社）に対して提供することがあります。
- 7 契約者は、当社、または当社が業務を委託する他の事業者が、個人情報を個人を特定しない統計情報として、同社のプログラムの安全性の判定・分析、セキュリティ上の脅威に対する対策の提供及び同社サービスのマーケティングに利用することについて同意していただきます。
- 8 契約者は、当社が第33条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号・フレッツの契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第17条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 9 契約者は、当社が第33条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。契約者は、本サービスの提供にあたり必要があるときは、シスコ社から本契約者等の個人情報の通知を

受けることについて、承諾していただきます。

第9章 雑則

第37条 (利用に係る契約者の義務)

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。
 - (1) サービス対象の端末が、インターネット回線に接続できること。
 - (2) 契約者自身による本サービスの利用申込であること。
 - (3) 弊社から配布される本サービスのアカウントやパスワード等の設定情報等を利用可能な状態で管理できること。また第三者に知られないように契約者の責任において管理すること。
 - (4) 本サービスの提供を受ける時点で、インターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。
 - (5) 本サービスの提供を受ける時点で、サービス対象とする端末が用意されていること。
 - (6) 本サービスの提供を受けるまでに、サービス対象とする端末から本サービス以外のセキュリティ対策ソフトをアンインストールすること。(本サービスは他のセキュリティサービスが動作する環境での正常動作は保証いたしません。)
- 2 契約者が、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
 - (1) 当社が契約者向けに指定するクライアントツールのダウンロードと端末へのインストール
 - (2) 前項のクライアントツールをインストールする端末の適正な管理
クライアントツールをインストールした端末数を、その時点で本契約の申し込みを行っているID数以下に抑え、本契約を解約またはID数が減少する契約変更を行う場合には、解約または契約変更日までに減少するID数分の端末からクライアントツールのアンインストールを行うこと
 - (3) 前項のクライアントツールの適正な管理
クライアントツールを常に契約者の管理内に留め、本契約解約の場合には、解約日までにクライアントツールをコピーを含め全て削除すること。またクライアントツールが他者に不正に利用されることのないよう、管理すること
 - (4) Web管理コンソールへのログイン、適正な管理
本サービスを利用するにあたり、必要に応じてシスコ社セキュリティサービスのWeb管理コンソールにログインし、契約者の環境に応じた設定や、インシデント時の対応作業を実施すること。
 - (5) エンドポイントセキュリティ機能、EDRセキュリティ機能、Web管理コンソールのパターン・アップデート、シスコ社セキュリティサービスのバージョンアップへの対応
本サービスを利用するにあたり、契約者はエンドポイントセキュリティ機能、EDRセキュリティ機能、Web管理コンソールのパターン・アップデートやシスコ社セキュリティサービスのバージョンアップに必要な作業を実施すること
- 3 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の事項に同意するものとします。
 - (1) 当社が別紙7に規定する情報を収集すること。
 - (2) 契約者に電子メールが到達する前に、当社のサーバにおいて、悪影響の想定されるプログラムの有無をシステムによって自動的に判定し、別紙1(セキュリティサポート)4(サポート)①インシデント発生時の連絡に規定する対応をすること。
 - (3) 契約者は、契約者への事前の承諾を得ることなく、パターン・アップデートが自動で実行されること、ないしは当社がサービス対象の端末にパターンファイルを適用すること。
 - (4) 契約者は、契約者への事前の承諾を得ることなく、バージョンアップが自動で実行されること、ないしは当社がサービス対象の端末にインストールされたクライアントツールをバージョンアップすること。なお、契約者の設定変更等の理由により、バージョンアップ版をインストールしない場合、本サービス及びパターン・アップデートの利用が一部ないし全部できない場合があり、かつセキュリティサポートを利用できないことがあること。
 - (5) 本規約、elgana利用規約、およびシスコ社セキュリティサービス利用規約に同意すること。なお本規約の内容とelgana利用規約と矛盾する記載がある場合は、本規約の定めを優先するものとします。
 - (6) 本サービスの提供開始後、初期設定から修正する必要がある場合、設定修正の必要性の判断ならびに修正作業は契約者にて実行すること。当社は設定変更に関する支援をサポートとして提供するに留まるものであること。

- (7) 本サービスの提供開始時、契約者からの問合せ等に応じて設定変更に関する支援を当社が行う時、またはセキュリティ対応に関する支援を当社が行う時に、契約者がシスコ社セキュリティサービスを利用するために必要な入力・設定操作を当社が契約者に代わり実施すること。
- 4 前3項の規定のほか、契約者は次のことを守って頂きます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータ・プログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) 本サービスの受付専用番号の適正な管理に努めること。
 - (11) 本サービスを構成するプログラムの逆アセンブル（オブジェクトコードを、アセンブリ言語で記述されたソースコードに変換すること）、逆コンパイル（オブジェクトコードをコンパイラ型言語によるソースコードに変換すること）、その他リバースエンジニアリング（ソフトウェアの構造・内容を分析し、そこから動作原理、フロー、ソースコードなどを調査すること、蒸留（学習済みモデルにデータの入出力を繰り返すことで得られる結果をもとに学習すること及びその類似行為）を含みます。）行為を行わないこと。
 - (12) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 5 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂きます。

第 38 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

- (1) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) 接続端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) 接続端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 39 条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第37条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、第38条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第 40 条（設備等の準備）

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な端末、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線の利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第 41 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 42 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 43 条 (紛争の解決)

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、当社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 44 条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

【別紙 1】セキュリティサポート

本サービスは、契約者が管理し、本サービスのセキュリティ対策対象とする端末に対し、契約者に配布するクライアントツールをインストールいただくことで、契約者は当該端末において、シスコ社セキュリティサービスとして提供されるセキュリティ機能（セキュアインターネットウェブゲートウェイ機能、エンドポイントセキュリティ機能、EDR セキュリティ機能）を利用可能となります。また当社は下記のセキュリティサポート、訪問サポート（オプション、別紙 3 参照）を提供します。

1. セキュアインターネットウェブゲートウェイ機能

Umbrella SIG Essentials のクライアントツールを端末にインストールいただくことで、当該端末に対する本セキュアインターネットウェブゲートウェイ機能が提供されます。本機能はクラウド型での提供となるため、社内外問わず、異常通信の監視・遮断、マルウェア検知、URL フィルタリングなどの通信防御が可能となります。

2. エンドポイントセキュリティ機能

Secure Endpoint Essentials のクライアントツールを端末にインストールいただくことで、当該端末に対するエンドポイントセキュリティ機能が提供されます。クラウド型でセキュリティインテリジェンスと通信することによる高度なウイルス対策、マルウェア対策、USB 禁止設定などが実現できます。

3. EDR セキュリティ機能

端末に侵入したマルウェア等の脅威や、脅威とは断定できない不審な挙動の検知を行い、その後の感染拡大を阻止するために脅威となるオブジェクトへのアクセスブロックや端末の論理隔離、調査・分析による影響範囲や感染経路の可視化など、迅速な対処を支援する機能を提供します。

4. サポート

機能	提供内容	
① インシデント発生時の連絡	内容	以下のセキュリティ脅威イベント発生時のシステム管理者への連絡 ・ ウイルス駆除/隔離不可事象発生時 ・ 不審オブジェクトへのアクセスブロック時 ・ 論理隔離実施時 ・ 追加対処方法の案内時
	連絡方法	電子メールまたは電話
	提供時間	①電子メールによるご連絡:24 時間 365 日 ※システムからの発生通知となります。 ※メールでの応対は含まれません。 ※メール通知は、すべての検知情報を通知するものではなく、当社が指定する検知情報のみの通知となります。 ②電話によるご連絡:9:00 から 17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

		※17時を超えて対応が必要になる場合には翌営業日9時以降に再連絡になります。
② セキュリティに関する 問い合わせ対応	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ全般に関する問い合わせ対応 ※ログ解析等の高度なセキュリティに関する問合せ（検体解析、Web管理コンソール上で確認可能な範囲を超えたログ解析、追加の解析ソフトを利用した解析等）は、対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスで利用可能となるシスコ社セキュリティサービスの機能/操作に関する問い合わせ ※本サービスでは、本サービスの機能/操作に関わる設定作業は、お客様ご自身で実施いただく必要があります。これらに関するお問い合わせに対しては、基本的に操作/設定に関するドキュメントを提示させていただきます。 ※本サービスで提供していないセキュリティ機器やアンチウイルスソフト等のセキュリティソフトウェアに関するお問い合わせ、操作支援については、対応できない場合があります。
	受付方法	電話
	提供時間	電話によるご連絡:9:00から17:00(土日祝日、年末年始を除く) ※17時を超えて対応が必要になる場合には翌営業日9時以降に再連絡になります。
③ 遠隔支援	内容	以下の支援を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティインシデント発生端末の探索支援 ・マルウェア等感染状況の確認および駆除支援 ・本サービスで提供するシスコ社セキュリティサービスのインストール/設定変更支援 ※本サービスでは、本項目の遠隔支援で必要となる設定作業等は、お客様ご自身で実施いただく必要があります。これらに関するお問い合わせに対しては、基本的に操作/設定に関するドキュメントを提示させていただきます。 ※駆除支援については駆除を保証するものではありません。 ※駆除にあたり弊社指定のソフトウェア等をインストールいただく必要がある場合があります。 ※マルウェア等に感染した場合、データ復旧できない場合があります。
	提供時間	電話によるご連絡:9:00から17:00(土日祝日、年末年始を除く) ※17時を超えて対応が必要になる場合には翌営業日9時以降に再連絡になります。
④ レポート機能	内容	本サービスで提供するセキュアインターネットゲートウェイ機能、エンドポイントセキュリティ機能、EDRセキュリティ機能で出力されるセキュリティ脅威に関するレポートの提供
	提供方法	電子メール
	配信契機	月1回自動配信、随時配信する場合もあり（WEB管理コンソールでの操作による）

※ 本サービスでのサポート対応は、電子メールや電話など通信手段に依らず、全て日本語のみの対応となります。

【別紙2】 本サービスで提供する機器、ソフトウェアの動作環境、法人向けサービスサポート情報サイト

最新のOS、提供条件等の情報は弊社公式ホームページからご確認ください。

(https://business.ntt-west.co.jp/service/security/security_omakase/dokodemoprime.html)

法人向けサービスサポート情報サイト (https://office-support.ntt-west.co.jp/security_omakase/) に掲載している内容を遵守しないことに伴い生じる契約者の被害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

【別紙3】 訪問サポート（オプション契約）

訪問によるお客さま端末への本サービスのインストール、下の表記載の各種アプリケーション設定、OSリカバリ等の対応を実施します。

実施内容については以下に記載の訪問サポートメニューに準じます。

受付時間 9:00 から 17:00 (ご利用の受付・手配はセキュリティサポートの契約者専用窓口で実施します)

提供時間 9:00 から 17:00 (祝祭日及び年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日) を除く月曜日から土曜日)

メニュー名	提供条件・作業内容
基本作業費	1 回の派遣毎に課金
状況診断費	フレッツ回線の申込みを行う者又は提供の形態による細目の変更の申込みと同時に訪問サポートを申込んだ場合を除く
OS リカバリ	パソコンの初期出荷状態へのリカバリ、OS の初期設定
OS アップデート	サービスパック、重要な更新等のアップデート
インターネット接続設定	インターネット接続に必要な設定 (プロバイダ接続設定、ブラウザ設定、IP アドレス、DNS 設定等)
Wi-Fi 端末における Wi-Fi 設定	パソコン(1 台)、スマートフォン(1 台)、タブレット(1 台)の Wi-Fi 接続設定
各種アプリケーション設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ メールアカウントの追加設定 ・ Windows ユーザーアカウント追加 ・ プリンター共有設定 ・ ネットワーク共有設定 ・ プリンターネットワーク共有設定 ・ WindowsOS 標準搭載機器の設定 ・ 各種アプリ設定
プリンター設定	開梱、設置、パソコンとの接続、ドライバのインストール、初期設定、必要なソフトのインストール、Wi-Fi 設定
データ移行	ファイルとフォルダをお客さま指定のフォルダにデータ移行

【別紙 4】セキュリティおまかせプラン どこでもプライム 料金表

本契約のお申込み ID 数	料金
5 ～ 9 ID	3,000 円/ID・月 (税込 3,300 円/ID・月)
10 ～ 19 ID	2,800 円/ID・月 (税込 3,080 円/ID・月)
20 ～ 29 ID	2,600 円/ID・月 (税込 2,860 円/ID・月)
30 ～ 39 ID	2,400 円/ID・月 (税込 2,640 円/ID・月)
40 ～ 49 ID	2,200 円/ID・月 (税込 2,420 円/ID・月)
50 ～ 99 ID	2,000 円/ID・月 (税込 2,200 円/ID・月)
100 ～ 299 ID	1,800 円/ID・月 (税込 1,980 円/ID・月)
300 ID～ 9,999 ID	1,600 円/ID・月 (税込 1,760 円/ID・月)

※1 最低契約期間は当初の本契約開始日から起算して 2 年間とします。本契約の解約または契約変更によりお申込み ID 数が減少する場合には、解約または減少する ID 数に、当該解約または契約変更前の 1ID 毎の月額料金と最低契約期間の残月数を乗じた額を解約金として請求します。ただし、解約または契約変更を実施する月は、最低契約期間の残月数には含めず、翌月から残月数を計数するものとします。

また、解約またはお申込み ID 数を減少させる契約変更が、第 21 条 (当社による解約) 第 5 項の記載に該当する場合であって、解約またはお申込み ID 数を減少させる契約変更の事由が契約者の責によらない場合には、解約金は免除させていただきます。

※2 月の途中で、お申込み ID 数が契約変更により増減した場合は、増減前後のお申込み ID 数でそれぞれ月額料金を算出し、その金額を増減前、増減後のおおのの期間で日割り計算した料金の合算で請求させていただきます。

※3 契約者は、別途当社が規定する「elgana サービス利用規約」に基づき提供される elgana サービスベースプランに準じたサ

ービスを別紙4に定める料金の範囲で本サービスのお申込みID数と同数のIDまでご利用いただけます。

なお、本規約に基づき提供する elgana サービスベースプランについては下記の通りとします。

- (1) 契約者は本契約のお申込みをもって「elgana サービス利用規約」に同意し遵守するものとします。ただし、「elgana サービス利用規約」第5条第1項に基づく elgana サービスベースプランの利用に関わる契約が成立した日、及び第21条乃至第23条については適用除外とし、本規約に準拠して適用するものとします。
- (2) 契約者が elgana サービスベースプランに準じたサービスを利用できる期間は本サービスの契約期間と同一とします。
- (3) 契約者が追加したIDについては、(1)に規定する適用除外を無効とし、「elgana サービス利用規約」が適用されるものとします。
- (4) 本契約が解約となった場合、本サービスで利用可能となった elgana サービスベースプランに準じた elgana のIDは、本サービス解約の翌日から、本規約の定めに関わらず、「elgana サービス利用規約」に基づき契約者に提供されるものとします。

【別紙5】訪問サポートオプション利用料

項目	料金	単位
基本作業費	7,500円(税込8,250円)	1工事
状況診断費	1,500円(税込1,650円)	1工事
OSリカバリ	17,100円(税込18,810円)	1台
OSアップデート	12,100円(税込13,310円)	1台
インターネット接続設定	4,500円(税込4,950円)	1台
Wi-Fi機器設定	3,100円(税込3,410円)	1台
各種アプリケーション設定	4,400円(税込4,840円)	1アプリ
プリンター設定	4,400円(税込4,840円)	1台
データ移行 (データ移行量、利用台数で料金が異なります)	16,000円/4.7GB(税込17,600円/4.7GB)	1台
	101,500円/4TB(税込111,650円/4TB) (追加1TB毎に25,600円(税込28,160円))	1台
	10GB毎、50GB毎の料金については 【別紙6】を参照ください。	

【別紙6】データ移行料金

PC台数	4.7GB	10GB	50GB	4TB
1台	16,000円/台 (税込17,600円/台)	25,000円/台 (税込27,500円/台)	30,000円/台 (税込33,000円/台)	101,500円/台 (税込111,650円/台) ※1TB追加ごとに 25,600円/台 (税込28,160円/台)追加
2台～3台		19,000円/台 (税込20,900円/台)	24,000円/台 (税込26,400円/台)	
4台～5台		18,000円/台 (税込19,800円/台)	23,000円/台 (税込25,300円/台)	
6台～10台		16,000円/台 (税込17,600円/台)	21,000円/台 (税込23,100円/台)	
11台～15台		15,500円/台 (税込17,050円/台)	20,500円/台 (税込22,550円/台)	
16台～20台		15,000円/台 (税込16,500円/台)	20,000円/台 (税込22,000円/台)	

【別紙7】本サービスで取得する情報

当社は、契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供/サポートする上で有用な情報として、契約者が本サービスの申込書やWeb管理コンソールに登録・設定した情報のほか、以下に規定する情報を取得・収集することがあります。

1. サポート対象端末に関する情報(OSの種類、IPアドレス、端末名、レジストリ情報等)
2. サポート対象端末のWeb、メールによる通信情報(接続先URL、送信先IPアドレス、送信元IPアドレス、通信時間)
3. ウイルス、ネットワークウイルス、及びスパイウェア/グレーウェアインシデント情報
4. スпамウェアとフィッシングインシデント情報
5. 大規模感染状態
6. セキュリティ製品のライセンスとアップデートステータス
7. 主要なセキュリティインジケータ
8. 端末の位置情報
9. その他ウイルス感染を把握するための情報(不審なファイル、端末と同一のネットワーク環境にある他の機器の情報等)
10. メールアドレス
11. Windowsセキュリティイベントログ
12. シスコ社セキュリティサービスのWeb管理コンソールで発行されるAPIキー情報

またシスコ社がシスコ社セキュリティサービスの提供のため、契約者や端末等の情報を取得することがあります。シスコ社が取得する情報については、シスコ社セキュリティサービス利用規約を参照ください。

【別紙8】「当社が別に定めることとする事項」

第27条(料金計算方法等)

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合。

【別紙9】その他料金

1. 適格請求書の発行に関する料金

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、本サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、手数料400円(税込440円)及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。
(注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、その他経費(実費)が必要な場合があります。

2. 支払証明書の発行に関する料金

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、手数料400円(税込440円)及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

3. 請求書等の発行に関する料金

- (1) 発行手数料及び収納手数料は、本サービス(フレッツ光ネクスト/光クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合に限り)の料金その他の債務の支払い(本サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。)において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。

区分	発行手数料等の適用
発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。
収納手数料	請求書によって本サービスの料金、その他の債務を支払う場合に適用します。

(2) 請求書等の発行に関する料金は、以下の発行手数料及び収納手数料を合計して算定します。

区分	単位	料金
発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	150 円(税込 165 円)
収納手数料	請求書による本サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50 円(税込 55 円)

(3) 次の場合については、請求書等の発行に関する料金は適用しません。

- i 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合
- ii 契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合
- iii IP 通信網サービス契約約款 第 1 表 第 1 類 第 1 1 (23)請求書等の発行に関する料金の適用に規定する当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合

附則（2025 年 3 月 17 日 B 委 VDD155500001706-01 号）

（実施期日）

1. この改正規定は、2025 年 3 月 31 日から実施します。